

①「体調不良」となった場合

教職員用

体調不良

- 不要不急の外出を避け、自宅で健康観察を実施する

必ずかかりつけ医や身近な医療機関を受診*

感染の疑い

あり

PCR検査等

感染の有無

陽性

保健所や医療機関等の指示に基づき療養

保健管理センターに連絡

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、保健管理センターHP「[罹患者報告フォーム](#)」を通じて速やかに連絡してください。



治癒し、出勤可能となる

「諸届」に診断書又は公的機関から証明書等が交付されている場合はその写を添えて所属長へ提出する

自宅待機～感染判明までの期間は「特別有給休暇」を付与

*相談する先が分からない場合や夜間・休日は、以下の[新型コロナ受診相談センター](#)に相談してください。

吹田市保健所	06-7178-1370
高槻市保健所	072-661-9335
堺市保健所	072-228-0239
大阪市保健所	06-6647-0641

なし

医療機関の指示に従い行動

陽性反応の場合には必ず保健管理センターへ連絡

陰性

医療機関の指示に従い行動

【自宅待機期間】

医師の診断により出勤可能となった前日まで。
※濃厚接触者の場合、原則5日間の待機となりますが、[指定の抗原検査キット](#)による検査で陰性を確認した際には待機期間が短縮となることがあります。詳細は、マニュアルP.7を参照してください。

【勤務の取り扱い】

自宅での健康観察期間終了後、健康観察用紙および診断書を提出する。保健管理センター医師は提出書類を確認のうえヒアリングを実施する。その結果に基づき、自宅での健康観察期間は「特別有給休暇」を付与。

②新型コロナウイルス感染症と診断された場合

教職員用

新型コロナウイルスと診断された

治癒するまで出勤停止

(この間の勤務の取り扱いは特別有給休暇を付与)

保健管理センターへ感染判明の連絡

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、保健管理センターHP「[罹患者報告フォーム](#)」を通じて速やかに連絡してください。



治癒するまで出勤停止

- 必ず保健所からの指示に従い療養を行ってください。

治癒し、出勤可能となる

- 保健所から就業制限が解除となる日を確認してください。
- 所属長へ就業制限が解除される日を報告してください。
- 就業制限が解除される日までは、引き続きキャンパスへの出勤は控えてください。

「諸届」に診断書又は公的機関から証明書等が交付されている場合はその写を添えて所属長へ提出する

- 所属長の指示に従って手続きを行ってください。
(大学専任教員については手続不要)

自宅待機～感染判明までの期間は「特別有給休暇」を付与

③「濃厚接触者」となった場合

教職員用

濃厚接触者の連絡を受ける

濃厚接触者となった日から自宅待機

保健管理センターに連絡

濃厚接触者となった場合は、保健管理センターHP「[濃厚接触者報告フォーム](#)」を通じて速やかに連絡してください。



保健所等からの指示に従いPCR検査等

指定の期間は、自宅待機する（期間中は、特別有給休暇を付与）。

濃厚接触者の場合、原則 5 日間の待機となりますが、[指定の抗原検査キット](#)による検査で陰性を確認した際には待機期間が短縮となることがあります。詳細は、マニュアルP.7を参照してください。

感染の有無

陰性

保健所や医療機関の指示に従い行動

陽性

保健所や医療機関等の指示に基づき療養

保健管理センターに連絡

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、保健管理センターHP「[罹患者報告フォーム](#)」を通じて速やかに連絡してください。



治癒し、出勤可能となる

「諸届」に診断書又は公的機関から証明書等が交付されている場合はその写を添えて所属長へ提出する

自宅待機～感染判明までの期間は「特別有給休暇」を付与

【復帰の目安】

- ・ 指定の期間が終了するまで
- ・ 上記期間は、特別有給休暇を付与

④「COCOA」で陽性者との接触通知を受け取った場合

COCOA接触者通知を受ける

「陽性者との接触確認」画面のスクリーンショットを保存（受診の際に必要な場合がある）

COCOAのナビゲーションに従って情報の入力

- ・ 発熱や風邪症状等があるか？
- ・ 2週間以内に家族や友人等で感染者や発熱や風邪症状等が出現した人があるか？ 等

最寄りの相談窓口（保健所等）が確認できた場合は連絡し、指示に従う

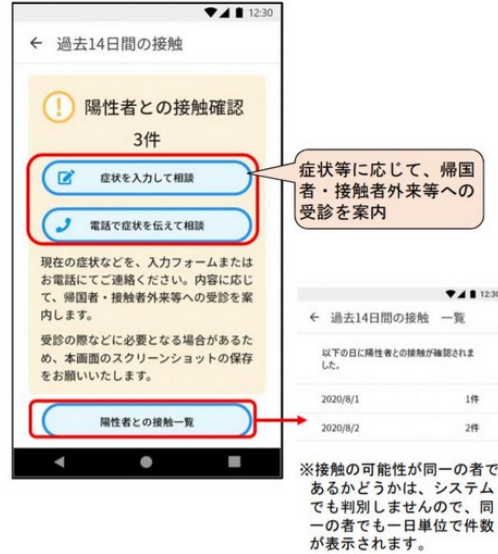
保健所等の指示に従いPCR検査等

感染の有無

陽性

②「感染者」となった場合のフローへ

原則として、体温確認および健康チェックで異常がなければ、授業に出勤しても構いませんが、保健所等、最寄りの相談窓口に連絡し、自宅待機等の指示を受けた場合には、その指示に従ってください。



吹田市保健所 06-7178-1370 高槻市保健所 072-661-9335
堺市保健所 072-228-0239 大阪市保健所 06-6647-0641

陽性反応の場合には必ず保健管理センターへ連絡

陰性

医療機関や保健所等の指示に従い行動

自宅待機など具体的な指示がある場合

【復帰の目安】

- ・ 指定期間が終了するまで
- ・ 上記期間は、特別有給休暇を付与